

I 各市提出議題

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの（改善を求めるもの）

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	国土交通省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名 称	
件名	1 スクールバスに係る「一般貸切旅客自動車運送事業新運賃制度」の見直しについて		
提案市	大町市		
提案要旨	貸切バス運賃制度の改定により、スクールバスの運行経費が大幅に上昇すると見込まれ、大変苦慮している。スクールバス運行は、道路運送法上、「特定の者が乗降する貸切バス」に位置付けられているが、実際の運行は、運行コースが確定し、停留所や時刻表が定められ、通常の路線バスと全く同様の運行であり、無理な運行状況となる懸念が全くないと思われ、貸切バスの種別とはせず、路線バスと同一の種別とするか、或いは運行下限額の設定を見直すよう、国交省等関係機関に要望する。		
提案理由	国では、平成24年4月に発生した関越道高速ツアーバス事故を受け、無理な運行計画とならないよう、道路運送法第9条の2第2項に基づく「一般貸切旅客自動車運賃事業の運賃・料金」を変更し、平成26年4月1日からの適用運賃（施行日以前の契約の場合は、27年4月1日から適用）は、時間・キロ併用制運賃とし、上限額、下限額を定め、距離による運賃に、出庫前、帰庫の点検時間（2時間）と走行時間を合算した時間を加味した額を加算することが示された。スクールバスについてもこの制度の適用を受けることとされ、大幅な運行経費の上昇を余儀なくされた。このため、スクールバスについては、路線バスと同一の種別とするか、或いは下限額等の設定を見直し、入札に際し、より競争原理が働くよう制度の改善を要望する。		
現況及び課題等	当市では、広範な面積を有し、児童・生徒数2,200人に対して、小学校6校の内4校と中学校4校では全てにおいて、約260人が遠距離通学のため、スクールバス（7路線）を運行している。今回の貸切バス運賃制度の改定により、国が示す下限額での積算でも、26年度と27年度の運行委託料を比較して、40%以上も急増し、大変苦慮している。（委託料総額26年度:5,924万円→27年度:8,506万7千円）このため制度の適用等について、国に再検討をお願いしたい。		
法令関係	道路運送法・一般貸切旅客自動車運送事業輸送規則		